

○ふくやま美術館及びふくやま書道美術館条例施行規則

平成28年3月31日

規則第40号

(特別観覧許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可（以下「特別観覧許可」という。）を受けようとする者は、ふくやま美術館特別観覧許可申請書又はふくやま書道美術館特別観覧許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する別に定める特別観覧料は、別表第1に定めるとおりとする。

3 市長は、特別観覧許可をしたときは、特別観覧料の納付をまって、ふくやま美術館特別観覧許可書又はふくやま書道美術館特別観覧許可書（以下これらを「特別観覧許可書」という。）を当該特別観覧許可に係る申請者に交付するものとする。

4 特別観覧許可を受けた者は、特別観覧をする際に特別観覧許可書を提示しなければならない。

別表第1（第4条関係）

（一部改正〔平成31年規則40号〕）

区分		特別観覧料	単位
熟覧		1,030円	1点1日につき
模写・模造等		2,080円	1点1日につき
撮影	モノクローム	学術・研究等を目的とする場合	200円1点1回につき
		出版等の収入を伴う場合	2,080円1点1回につき
	カラー	学術・研究等を目的とする場合	310円1点1回につき
		出版等の収入を伴う場合	3,130円1点1回につき
原版使用	モノクローム	学術・研究等を目的とする場合	200円1点1回につき
		出版等の収入を伴う場合	1,030円1点1回につき
	カラー	学術・研究等を目的とする場合	410円1点1回につき
		出版等の収入を伴う場合	2,080円1点1回につき

備考

- 1 屏風は、1双を1点とする。
- 2 1揃いをなす卷子は、3巻以内を1点とする。
- 3 対幅は、3幅以内を1点とする。
- 4 撮影は、同一状態でシャッター3回までを1回とする。

5 個別の美術品は、各個を1点とする。